

1 授業料及び就学支援金について

<授業料について>

◆授業料の年額 全日制 118,800円

◆口座振替日：年2回

第1期（4月～9月分）			第2期（10月～翌年3月分）		
振替日	（再振替日）	金額	振替日	（再振替日）	金額
8月26日	（9月12日）	59,400円	11月28日	（12月12日）	59,400円

<高等学校等就学支援金制度について>

授業料の負担を支援する「高等学校等就学支援金」制度があります。

次の世帯の方は申請することにより就学支援金が支給され、授業料と相殺しますので、授業料の負担がなくなります。

◆申請できる世帯の方

- ・保護者（親権者）全員の「市町村民税所得割額」の合計が、30万4,200円未満（目安：年収910万円未満）の世帯の方
- ・生活保護を受けている世帯の方

◆申請時期

- 1年生 ①平成28年4月～6月分の就学支援金の申請・・・**入学手続時**
 ②平成28年7月～翌年6月分の就学支援金の申請・・・6～7月頃
 2・3年生：平成28年7月～翌年6月分の就学支援金の申請・・・6～7月頃

この就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。

支援金についてはこちら：<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/729214.pdf>

2 諸会費について

高等学校は義務教育ではありませんので、諸会費の経費がかかり、保護者負担となります。

諸会費には、PTA会費、生徒会費、教育援助費、年次費、実習費、修学旅行費、部費があります。

◆納付について

PTA会費・生徒会費・教育援助費については、1年分を2回に分け、入学手続きの際提出された「県立高校学費等自動支払依頼書」に記入された指定口座より振替します。

諸会費のうち、年次費については、1年次は別途納付していただきます。

2、3年次は各年次の第1期分振替時に併せて口座振替いたします。

◆ 諸会費のうち、実習費、修学旅行費、部費等については、入学後、説明いたします。

◆ 平成28年度については次のとおりです。

	PTA会費	生徒会費	教育援助費	振替手数料	合計	振替日
第1期 （4月～9月分）	2,400円	3,000円	4,500円	86円	9,986円	6月3日
第2期 （10月～3月分）	2,400円	3,000円	4,500円	86円	9,986円	10月3日
年次費	1年	（音楽選択）	21,000円	2年	7,000円	3年
		（美術選択）	24,000円			

◆ 諸会費に減免の制度はありません。経済的な事情等により納入が遅れる場合等は事前に学校へ相談してください。状況により分納で納付していただくことができます。